

南九州市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月11日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第24号

南九州市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例

南九州市子ども医療費給付条例（平成19年南九州市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。